

2008年5月9日

株式会社総合資格 御中
上記代表者代表取締役 岸 隆司 殿

特定非営利活動法人 消費者機構日本
会長 根 来 泰 周
理事長 品 川 尚 志
住所 東京都千代田区六番町15
主婦会館プラザエフ 6階

申入れ書

当消費者機構日本は、消費者契約に関する調査、研究、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の拡大防止を図ることを目的に、消費者団体及び研究者、弁護士、司法書士など消費者問題専門家により構成されている特定非営利活動法人です。昨年8月には消費者団体訴訟を提起しうる適格消費者団体の認定を取得しています。詳細は、添付しています資料をご参照ください。

当機構ならびに会員団体は、消費者被害の相談について多方面の情報収集を行っております。

先般、当機構に対し、貴社が経営される総合資格学院の中途解約についての情報が寄せられました。当機構において、同学院の受講契約等の内容について検討させていただきましたところ、消費者契約法に違反している条項があるとの結論に達しました。

その点につき、貴社に対し次のとおり申入れます。

つきましては、本申入れに対する文書でのご回答を、2008年5月30日までに、当方にいただけますよう要請いたします。

貴社の誠実、真摯な対応を期待いたします。

記

．申入れの趣旨

受講契約締結後の解約制度を設けるとともに、適正な精算・返金規程を設けられたい。

．申入れの理由

1．貴社の受講料の不返還特約は、消費者契約法に違反しています。

(1) 貴社の受講システムについて

貴社は、1級建築士等の各種国家資格受験講座を提供しているところ、クーリングオフによる場合を除き、受講契約締結後の解約・返金を一切認めていません。

さらに、貴社は、「契約不可分」なる条項を定め、2つ以上の講座がセットになっている講座（たとえば、「1級建築士総合講座」は、「1級建築士学科講座」と「1級建築士設計製図講座」のセット受講となっています）については、いずれも一体不可分の契約内容となっている以上、受講生の都合により、いずれかを解約することはできないと定め、受講契約締結後の解約・返金を一切認めていません。

上記セット講座については、一定の条件をクリアすることを条件として、翌年、翌々年への振替受講が認められていますが、未受講の講座を解約し、当該講座の受講料相当額を返金する制度は設けられていません。

- (2) しかしながら、受講契約を締結した受講生が、当該予備校において教育を受けるかどうかは、当該受講生の意思が最大限尊重されるべきであり、受講生は、原則として、いつでも任意に受講契約を将来に向かって解除することができます。

最高裁平成18年11月27日は、大学の在学契約について同趣旨の判示を行っており、同判示は予備校の受講契約についても妥当するものです。

なお、貴社は、セット講座については、一定の条件をクリアすることを条件として、翌年、翌々年への振替受講を認めています。振替受講についても一定の条件をクリアすることが前提となっているのはもちろんのこと、結局のところ、貴社の開講する講座の受講を強いられる内容となっており、受講生の解約権を一方的に制限するものに他なりません。

したがって、クーリングオフによる場合を除き、受講契約締結後の解約を一切認めないとする貴社の受講生の解約権を制限する条項は、民法第1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものとして、消費者契約法10条により無効です。

よって、当機構は、貴社に対し、受講生の解約権を制限する条項を削除するよう申し入れるとともに、セット講座については、振替受講制度の他に、未受講の講座自体を解約し、当該講座の授業料相当金額の返金を選択できる仕組みを設けるよう、申し入れます。

- (3) さらに、貴社の受講申込書によれば、講座の受講料には、「テキスト、問題集、法令集その他副教材が含まれる」とされており、受講料のうち、「テキスト、問題集、法令集その他副教材」の実費相当額を控除した残金が、いわゆる純粋な授業料と考えられるところ、この授業料は、受講契約に基づいて受講生に提供される、「教育役務提供等の対価」に他なりません。

しかるに、貴社は、受講契約締結後の解約・返金を一切認めないとしており、授業開始前、すなわち、当該受講者に対し教育役務の提供を実施しておらず、貴社に解約申出に伴う損害が発生したとは認められない場合においても、理由の如何を問わず、受講料の返金を一切認めない旨の特約を規定しています。

かかる不返還特約は、平均的損害額以上の損害賠償の額を予定するものであり、消費者契約法9条1号に反し、無効です。

よって、当機構は、貴社に対し、受講料の不返還特約条項を削除し、受講契約締結後の解約制度を設けるとともに、その場合における適正な精算・返金規程の策定を求めます。

- (4) なお、進学塾の受講契約において、中途解約を制限し、受講料等の返還を認めない特約が消費者契約法10条により無効とされた裁判例があることも、念のため、申し添えます（東京地裁平成15年11月10日）。

以上

[添付資料]

1. 「消費者機構日本の組織概要」(2008年5月9日現在)
2. 『貴社の「通学・通信講座受講契約」』写
本申し入れに際し、当機構が検討の対象とした契約条項です。